

| 順位 | 氏名（議席）   | 発言の要旨   |
|----|----------|---|
| 7  | 伊東 美加（7） | <p>1. 福祉分野における人材の活用について</p> <p>本市の福祉行政においては、様々な専門職がそれぞれの分野においてその専門性を発揮して業務に当たっています。そのほとんどが資格を生かした業務内容となっていますが、その中で、福祉施設指導員の位置づけが大変曖昧になっています。</p> <p>かつて、本市には高齢者、障害児、障害者の入所施設があり、そこに福祉施設指導員が配置されておりました。そして、人事交流の一環として本庁での福祉関係の事務や相談支援業務も経験しておりました。現在、入所の福祉施設は障害児施設の1か所のみとなり施設に勤務する福祉施設指導員の必要数は減少しています。</p> <p>一方、福祉分野での相談支援において、社会福祉士や精神保健福祉士といった福祉専門職のニーズは大変高まっており、福祉施設指導員として採用された職員が、社会福祉士や精神保健福祉士といった資格を生かして、本庁の相談支援業務に当たることも多くなってきました。このような状況に鑑みて、今後は福祉施設指導員ではなく、社会福祉士、精神保健福祉士等として処遇することも必要になると考えています。</p> <p>また、民間の福祉サービス事業者の参入が進み、市民の福祉ニーズも複雑多様化していることから、市と民間事業者の関係性も変化してきています。本来ならば、民間のノウハウを活用しながら、市全体で一つの方向性を示し、そこに向かって共に歩んでいくべきだと考えますが、一般事務職だけではどうしても民間とのギャップを埋められない部分があります。民間事業者の実情を反映した現実味のある福祉施策としていくためには、そのつなぎ役として、政策立案ができ、相談支援の現場も理解した福祉専門職を配置することが重要であると考えています。</p> <p>このようなことを踏まえ、以下質問します。</p> <p>(1) 福祉施設指導員の役割と期待される業務についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(2) 福祉専門職の人員配置とニーズの適合性についてはどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(3) 社会福祉士・精神保健福祉士有資格職員の福祉分野における活用状況はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>(4) 福祉施設指導員という職種名について、職員採用試験において、資格を生かして本来業務である相談支援に当たりたいと志している志望者がいても、本市の場合は一般事務職か、福祉施設指導員の採用試験を受験するしかありません。一般事務職では福祉分野に配属される保証はなく、福祉施設指導員でも第一線の相談支援の現場に配属されるとも限らないことから、かつては受験をちゅうちょされた方もいらっしやうと伺っています。他市のように募集職種を社会福祉士、精神保健福祉士とすることも考える必要があると思いますが、職種名の変更についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(5) 福祉専門職の専門的な知識やスキルを最大限に活用するために、どのような取組を行っているのでしょうか。また、福祉専門職の知見を生かした政策立案や、管理職への登用も視野に入れると、しっかりとした育成計画を立て、それに沿った研修や異動も必要だと思います。このような福祉専</p> |

| 順位 | 氏名（議席）   | 発言の要旨   |
|----|----------|---|
| 7  | 伊東 美加（7） | <p>門職のスキル向上を促進するための研修やキャリアラダーの構築についてどのようにお考えでしょうか。</p> <p>(6) 福祉専門職を含む本市の福祉分野の組織体制が、今後の福祉課題に対応できるようにするため、どのような課題を認識し、どのような解決策を模索しているのでしょうか。</p> |